

日時 平成30年12月25日(火)
15:00~

場所 C棟2階 201災害対策室

◇案 件

職員の懲戒処分について

◇出席者

総務部長、建設部長、総務課長、総務課課長補佐

(お問合せ先)

氷見市 企画政策部

広報情報課 広報担当

TEL 0766-74-8012 FAX 0766-74-0692

職員の懲戒処分について

概要

先般、石川県警に逮捕された職員について、懲戒処分を行いましたので、報告させていただきますとともに、その事を重く受け止め、市としてコメントを発表いたします。

内容

1 経緯

平成30年11月20日（火）

AM10:00頃 初報 報道機関数社よりの問い合わせにより事件発覚

AM11:30 金沢西警察署 生活安全課に電話で問い合わせ。

逮捕の事実のみ確認

平成30年12月7日（金） 略式起訴、同日罰金50万円の略式命令

平成30年12月12日（水）、14（金） 聴き取り面談

平成30年12月17日（月） 第1回懲戒審査委員会

平成30年12月25日（火） 第2回懲戒審査委員会

2 逮捕に至る内容

平成30年7月7日（土）

石川県内のホテルで、石川県在住A女性17歳（当時）に現金を渡す約束で行為におよんだもの。

3 職員（略歴）：鈴木淳一郎 35歳

H26. 4 建設課 技師

H30. 4 ふるさと整備課 主任

4 懲戒処分 免職（平成30年12月25日）

添付資料

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分にかかる市長コメント

お問合せ先

総務課 人事任用改革担当 担当者名 森 （電話） 74-8031

職員の懲戒処分について

平成30年12月25日
氷見市総務部総務課

1 対象職員

建設部ふるさと整備課 主任

すずき じゅんいちろう
鈴木 淳一郎（35歳）

2 懲戒処分の内容

免職

3 懲戒処分の理由

当該職員は、平成30年7月7日午後2時42分頃から同日午後3時58分頃までの間、石川県河北郡津幡町のホテルにおいて少女（当時17歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、同児童に対し、現金1万5000円の対償を供与する約束をして、わいせつな行為をし『児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律』違反により逮捕され、罰金50万円の略式命令を受けた。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令順守義務違反」及び第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものとして懲戒処分を行うものである。

4 処分年月日 平成30年12月25日（火）

担当：氷見市総務部総務課
人事任用改革担当
Tel 0766(74)8031

職員の懲戒処分にかかる市長コメント

先般、市職員が引き起こしました『児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律』違反につきまして、事実関係を詳細に調べ、本日、関係職員を厳正に処分いたしました。

このような不祥事を引き起こしましたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に、あらためて心からお詫び申し上げます。

今後は、このようなことを二度と起こさないよう、より一層の服務規律の確保を図り、市民の皆様の信頼回復に向けて努力してまいります。

平成30年12月25日

氷見市長 林 正之